

議 長 日程第1「議案第8号松田町介護保険条例の一部を改正する条例（産業厚生
常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長、石内
浩君。

産業厚生常任委員長 （報 告）

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。
ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのことですので、質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略との声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第8号松田町介
護保険条例の一部を改正する条例について、産業厚生常任委員会報告のとおり
決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告どおり可決されました。

議 長 日程第2「議案第18号平成27年度松田町一般会計予算（予算審査特別委員会
報告）」を議題といたします。

本案については、一般会計予算審査特別委員会の審査報告を求めます。委員
長 小澤啓司君。

予算審査特別委員長 （報 告）

議 長 一般会計予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。質疑を省略し、
討論に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略いたします。討論を省略し、採決を行いま
す。議案第18号平成27年度松田町一般会計予算について、一般会計予算審査特
別委員会報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、委員会報告どおり可決されました。（発言を
求める声あり）

10番 寺 嶋 一般会計、27年度一般会計予算通ったんですけども、議会審議中に予算に関する条例が取り下げられましたですね、たしか。幼稚園保育料等の徴収に関する条例の一部改正、これはですね、本来なら条例が通らないと予算もね、予算も採決すること自体もね、ちょっと矛盾がするのではないかと思いますので、その辺の当局といいますか、議事運営の関係でぜひちょっとお答えを、説明をしていただきたいと思います。

議 長 この件について。

参事兼議会事務局長 ただいまの件について回答させていただきます。本日の議事日程をごらんいただきたいと思います。日程第10まで、議案第26号の松田町後期高齢者医療特別会計予算、ここまで行ったときに、暫時休憩を入れさせていただきます。それで、第27号として、新たに幼稚園の関係の条例、これを配付させていただいて、追加日程第1ということで議論する予定です。この内容につきましては、議運の委員長が初めの初日に議事日程予定表を皆様にお知らせしていると思います。それに従ってこの議事日程を組みました。新しく追加する場合には再度議運を開く関係があるので、そういった場合には松田町議会の慣例としましては、追加日程でやっているということで御理解をいただきたいと思います。以上です。

10番 寺 嶋 はい、わかりました。

議 長 よろしいですか。

11番 大 館 それ、わからなくないんですけども、寺嶋議員が言ってることは、そういうことじゃないんです。一般会計を承認するに当たってね、先に条例が決まってないのに矛盾してるでしょうって言ってるんだよ。それ、後でやりますからいいですよって話じゃないと思う。

それと、寺嶋議員がこれに賛成しちゃったんだよな。それが後からの発言というのは、ちょっとおかしいよ。ちょっとおかしいんだ。その辺をちゃんと、きちっと整理してください。

議 長 じゃ、その件につきまして、副町長のほうから説明を。

副 町 長 ただいまの件でございます。時間的な日程上の問題のお話だと思っておりますが、地方財政のいわゆる行政実例や何かでは、同一会期に提案した議案についての

予算上の前後については問わないということで行政実例等が出てございますので、今定例会の中で、前後するかもしれませんが、同時に議決されれば特に行政上は問題ないということになってございますので、この辺を御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議 長 11番議員の意見もわかりますが、日程上の手法と、それから今、法的な根拠を副町長のほうからの御説明がありましたので、皆さん御了解願いたいと思います。では、次に移ります。

議 長 日程第3「議案第19号平成27年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 (細部説明)

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
ありませんか。

5 番 小 澤 230ページ、出産育児一時金について、去年の実績に基づいて数字出しましたということですが、半減しているの、この辺の説明をもうちょっと詳しくお願いします。

参事兼町民課長 出産育児一時金につきましては、年々大分減ってございます。昨年12件を計上させていただきましても、昨年度も大分少ない、予算に対しての少ない額しか実績がございませんでした。よって、今回6人分ということで計上させていただいております。実際にこの3月現在でまだ3件というようなことで、大分出産される方が、対象者が少なくなっている現状を踏まえて、この額にさせていただきました。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかに。

(「なし」の声あり)

ないようですので、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第19号平成27年度松田町国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 日程第4「議案第20号平成27年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 (細部説明)

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 大 舘 歳入のところですね、26年度も診療収入の1割減、27年度も診療収入の1割がね、減額されているんですけども、この状態でいくと10年後にはゼロという、単純計算ではね。その要因とかという、そういうものをつかんで、対策とか考えていられるのでしょうか。

参事兼町民課長 ここ数年というか、既に山田先生のおられた時期から右下がり傾向でございます。平成19年度で1万強の患者数がありました。そこから徐々に下がってきてまして、先生のいた25年度では約7,500人ということで、大分減ってきてございます。その要因として考えられますのは、町もそうなんですけれども、寄地区の人口がだんだん減ってきているというのは一つの要因かなと。それと、高齢者、地元の高齢者の方が患者として大分先生のほうにお世話になっていらっしゃる方が大分亡くなられてきたというのがございます。そして、そのかわりといっちは何ですけれども、新たにまたふえる人が少なくというか、それ相応の数はふえてはいないというような状況がございます。そういった意味では、平成、一昨年の12月に先生がやめられた中で、さらにそれに追い打ちをかけたというのが現状でございます。

そういった意味もございまして、幸いにも先生が昨年5月から戻っていただきまして、先生の人柄等を含めた中で、もとの患者の方がある程度お戻りになられたというようなこともございまして、また上病院の御好意もありまして、週2回、上病院の方にも、先生にも診ていただく中で、できるだけ町としては町のおしらせ号にも制度というか、先生にかわりましたので、こういう診療体制になっていますことを載せさせていただいております。診療所の窓口にも、きょうの先生は上病院のこういった先生ですよということのPR等をさせていただいております。そういった中で、患者数は減りつつも、何とかこの会計の中で赤字を出すことなくやっていけるような経営をしていきたいというふうには思っております。以上です。

11番 大 館 私もあそこに住んでいますから、大体状況はわかりますけど。患者数の減少、人口減が原因だという話ですけども、高齢化率は完璧に上がったんですよ。それと、申しわけないですけども、上病院の先生が、それがいいとか悪いとか、この場で言うべき話じゃないと思いますけども。診療体制というものをもう一度ですね、考え直していただいて対応していかないと、どんどんどんどん低下してっちゃうんだよね。山田先生の人気というのは依然としてあるわけだから、その辺で診療日をふやすとか、そういう方法も考えていかないと、どんどん減り続けて、最終的には診療所、運営ができなくなっちゃうというような状態になりかねないので、その辺の、ただ人口減少が原因ということだけじゃないんでね、先ほども言ったように、高齢化率はどんどん上がっている。本来なら遠くへ、診療所、病院へ行けないお年寄りがですね、近くの診療所で診てもらおうという、患者数がふえるというのがね、常識では考えられるんですけど、その逆をいってるということはあるんで、その辺で本当に真剣に、この診療体制というのを取り組んでもらわないと、見直してもらわないと、近い将来なくなる可能性がありますので、その辺は心して対策を練っていただきたいと思っております。以上。

議 長 答弁、結構ですね。

11番 大 館 いや、してください。

副 町 長 ただいまの大館議員の御指摘、ごもっともの点でございます。御承知のよう

に、昨年…一昨年ですか、12月に一回、山田先生退職されまして、これは大変だということで、一生懸命募集もしたわけでございます。ただ、お2人ほど応募がございましたが、残念ながら正規の職員としての採用ができないような、断られたような状況がございます。これらを含めまして、また再度、山田先生も昨年の5月ですか、から来ていただくような状況になりました。ただ、山田先生も残念ながら私より1つ下の年でございます。そのような状況の中で、やはり上病院の診療体制の中で一部診療所の診療を組み込んでいただいているというのも、やはり年齢から考えますと、やはりこれも単純に断っては、あと大変だなという部分もございますし、また松田町にある上病院の医療体制の貢献にもなっているような状況もございますので、これらを含めまして、寄診療所の中で適正なる診療をしながら、また診療所の会計が赤字にならないような体制を組んでいかなければいけないと思いますし、また数年のうちには新しい先生もどこかから探さなければいけないという状況にもなってくると思いますので、それらを含めて診療所の運営方法については十分御指摘のように慎重なる検討をしながら、寄地区の医療体制が過疎地的な状況にならないような体制を組んでいきたいと考えているところでございます。

また、先生の確保、なかなか難しいので、今のうちからでもやはり何らかの手を打っておかなければいけないという点もございますので、この辺も町長ともども心にとめながら、体制を確保するように努力をしたいと思います。以上でございます。

議 長 ほかに。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第20号平成27年

度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 日程第5「議案第21号平成27年度松田町上水道事業会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 (細部説明)

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第21号平成27年度松田町上水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 暫時休憩いたします。10時30分より再開いたします。(10時15分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(10時30分)

皆さんにお知らせいたします。政策推進課の職員が写真撮影を行いますので、御承知おき願いたいと思います。

議 長 それでは、日程第6「議案第22号平成27年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 (細部説明)

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 大 館 お伺いします。水道給水収入の…給水収入だな。で、寄の簡水と上水、上水道会計の中での平均的に20立方を使用した場合の料金の差異があるのかどうか。それから、加入負担金ですね、同じ13ミリなら幾らという、それをちょっとお伺いします。

議 長 質問の要旨、把握してますか。

環境上下水道課長 はい。20立方の差ですね。

議 長 20立方に対しての。

環境上下水道課長 すいません。20立方ですと料金は同じになります。加入負担金については、上水道が13ミリが20万円で、寄地区が30万円と、差がついております。

11番 大 館 使用料については同じということですから問題ないと思いますけれども、加入負担金ですね、経営者が同じ経営者で、場所によって加入負担金が10万も違うというのは、いろいろ諸般の事情があると思いますけれども、町民一律の行政サービスが大前提だと思うので、これらについても寄簡易水道については一般会計から繰り入れしてるじゃないかというような意見もありますけれども、生きるもとの水道ですからね、当然全ての町民が一律の料金体系が当たり前の話だと思うんです。差額があつてはいけないと思いますけれども、その辺で町長、ちょっとお伺いしますけれども、その辺の詳しい事情についてはですね、御存じかどうかわかりませんが、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

町 長 御質問ありがとうございます。今言われた内容については、考え方としてはですね、同じ町民としてということであれば非常に同じ金額でないということに関しては、どうかなという思いはあります。しかしながら、あえて…あえてじゃないですけどね、特別会計ということで、こういうふうに分けて計算をし、その中でやっぱり我々としても、これを例えば同じ金額にして、その分、一般会計のほうから投入するというようなこともあると思います。ですから、いろんなちょっと状況を確認をしつつ、あくまでもこれは加入負担金なので、今後新築だとか、そういった格好でふえたときの負担をされる方々の比率だとか利

率だとかあると思うんです。それで、なかなか寄地域には出て行く方のほうが比較的多いというふうなこともありますので、金額の調整はですね、いろいろと局内というか、いろいろ検討をする必要性はあるのかなと思うところもあります。ただ、それだけを議論をしても、結果はいい方向に結びつくのかなという疑問もありますので、いろんな内容的なところをよくよく精査をし、そこに問題点等々がですね、寄簡易水道事業自体の全体の何で一般会計をこれだけまた投入しなきゃいけないかといったところもよくよく考えていかなきゃいけない。

よくある話が、上水道と一緒にしたほうがいいんじゃないかという話もよく話があります。しかし、私は非常に逆の発想を持ってまして、この一般会計の中のものでも、特別会計みたいな格好で別個別個にしていくと、何でそうなったのかというのが一つ一つ最後はわかってくるんじゃないかなと、逆に思うところなんですよね。ですから、それを一つにするということは、まだ全然私の頭の中にはないですけども、やはり経費の無駄遣いだとか、どこにどういったお金の収益、今度収益事業についてどこに問題があるかということも含めていろいろ考えなきゃいけないというふうに思っておりますので、そういったところまでお話をして終わりとします。以上です。

11番 大 館 よくわかりますけどもね、定住化促進とか、あるいは子育て支援なんかの面で見ても、寄地域もどんどん、町長言うようにどんどん減少しているわけですよ。特に減少率が大きいわけですよ。その辺でね、この一般会計の中でも子育て支援で基本料金の負担をしますよというような部分もありますのでね、いろいろの条件が異なりますから、一律には考えられないと思いますけども、人口増加あるいは定住化促進の意味においてもね、何、本町は20万なのに寄は30万かよという話だと、ちょっとね、やっぱり一歩引いちゃう部分もありますので、その辺も大きな目で見てもらって、基本的には一律が望ましいわけじゃないですか。生きるもとの水の供給ですからね。その辺を考えていただければなというふうに思います。本当にいろいろ考えて、今、町長が言われるような考え方だと、すべての料金体系が変わってくると思うんです。その辺で、どこまでが平らでいいのかとか、その辺も精査してもらえればありがたいと思います。

よろしく申し上げます。

5 番 小 澤 事業費のことについて、321ページですか、工事請負費。26年度、27年度と、26年度1,000万、今度1,780万ですか、使っていくんですけども、これは28年度以降、やはりこういったような支出が予定をされているのかどうか。それとも、この2年間で主な工事が終わるのかどうか。その辺はどうなんでしょう。

環境上下水道課長 それではお答えしたいと思います。実は平成24年度のときにですね、10年間の水道ビジョンというものを策定しております。その中で、施設の状況というものを洗い出ししまして、耐用年数は超えているんですが、標準的な取りかえ年数というのを業者のほう把握しております。それに照らし合わせて、更新計画というものを策定しております。それでいきますと、28年度以降もですね、順次施設更新というものが発生いたします。以上です。

5 番 小 澤 これ、耐用年数がきているということで、これからも続けていくということになると、これをすべてですね、町債で賄っているのが現状なんでね、これが続いていくということは、やはり寄簡水の特別会計の収支バランスが大きく崩れてくることになる。ということは、これを補填していくために、また一般会計からの繰り出しをもっとふやしていくような形になって、大変財政的に厳しいというよりも、おかしな状況になっていくので、先ほど11番議員からの話もあった町民同じサービスというようなこととあわせてね、やはりこれから先、この辺のバランスをどうとっていかれるのか、これは町長、副町長のほうにお伺いをしたいと思いますけど。

副 町 長 先ほど課長も申しましたように、施設の改修、または新たな老朽化による取りかえ等の、これは事業をやる水道もそうです、下水道もそうですが、そういうものは常に新たに発生する原因でございます。これはどうしても地中に埋まっていたりなんかする漏水検査や何かによってあらわれるために、やはり投資はしなきゃいけない部分が出てくると思います。先ほどの予算の中で課長の説明のように、漏水調査においても、まだ弥勒寺と萱沼をことし27年度でやると。当然その辺のいろいろなものが出てくれば、また投資もしなければいけないというような状況が想定できると思います。その辺で、この間の御質問でもお答えしましたようにですね、公営事業会計と違いまして、下水道会計もそうです、

それから簡易水道会計もそうですが、これは交付税の中にそういう経費が一部組み込まれてございます。そのような中で運営をしてございますので、簡易水道事業費という費目が交付税の中に入っておりますので、幸いにして交付税の交付団体でございます。これらの経費が入っているということを鑑みますと、やはり一般会計でこれだけの、先ほどの特別会計の御説明の中でも最後にありましたように、二十数億の… 2億ですか、2億1,100万円の… 2億2,900万ですね、すいません。当該年度末現在高、2億2,900万円の起債残高もございまして、これらのやはり少なくとも最低でもこの辺の元利償還額については、ある程度の面倒を見なければいけない部分、全部とは言いませんが、ある程度は面倒を見なきゃいけない事情もあるのではないかとこのように考えてございます。当初からこれだけのやはり部落有の簡易水道から町営の簡易水道ということになりましたので、やはり施設やいろいろなものが町営にはふさわしくないような状況で、いまだに残っている部分がございますので、やはりこれらも見ながら順次更新なり投資なりをしていくことが将来的にも必要だとは認識しているところでございます。ただ、やはりある程度の布設替えなり何なりができました時点では、やはり簡易水道事業ということで、特別会計でございますので、一部はやはりその中で収支をとっていただくような経営も必要だと思っておりますので、これらを含めまして、なるべく一般会計の負担にならないような方策というのは今後も十分検討し、また経費の節減も図っていただかなければいけない部分だと考えてございます。以上でございます。

- 5 番 小 澤 今、説明いただきましたけれども、こういった耐用年数がきたものが順次交換していくということは、きのう、きょう発生した問題じゃなくて、当然計画的にこれはやっていかなきゃいけないので、その分の経費がかかるよということとはわかりきっていることなんでね、それをその都度町債を発行して対応していこうというような今やり方になっていますけれども、これがやはり28年度以降も同じような形で続いていくとなると、やはり特別会計の中の収支バランスが非常に悪くなっていく。やはりこのままでいいのかどうか。当然一般会計の中にその影響は出てきますのでね、そういうことが続いていっていいのかどうか、その辺なんです、問題がね。確かにその一部は交付税できている部分も

ありますけれども、ただ、それは一般会計繰入金というような中でも十分消化されちゃってますので、こういった毎年毎年町債発行をしていくことが、やはりそういった財政バランス悪くしていくので、これが続いていってもいいのかどうか。その辺の中で特別会計という形でやっていますのでね、やはり地元負担というものが本来は平等でなければいけませんけれども、そういうものも出てくる…出てきてもやむを得ないのかなというところもありますので、その辺についてもう一度町の考えがありましたら、お願いします。

副 町 長 ただいまの御指摘、もっとも部分がございます。一般会計でもちょっと御質問出ましたように、やはり特別会計という中で収支を実行していく上には、プライマリーバランスという、いわゆる公債費、それから起債の借り入れ、これらの収支が黒字になるような、これらを除いた収支が黒字になるような格好で、ある程度対応しなきゃいけない部分だと考えているところでございます。ただ、残念ながらやはり寄という特定の区域という言い方が大変失礼なところでございますが、やはりそれらの小さいパイの中で、やはりある程度の高額な施設経費等がかかる地域、部分についてはですね、やはり一般会計の中である程度は、先ほども申しましたように交付税の中にも入っていることでございませし、ある程度の部分は将来的にも面倒を見ていかなければいけないだろうというふうに考えているところでございます。

また、当初部落有の簡易水道から、やはり町の全体的に町の簡易水道へ移行した時点から、やはり同じような議論がございまして、やはりそれらを含めて、やはり地域住民の安心と安全、それからきれいな水を飲んでいただくためには、それを含めて移行がふさわしいだろうということで、町としても執行しているところでございますので、小澤議員の御質問の中の趣旨は十分私も認識しているところでございますが、ある意味での小さな会計の中で収支をとりながらやっていくというのは非常に難しい部分がございますので、多少でも繰入金をなるべく少なくという部分は必要かと思いますが、最終的にゼロということはなかなか難しい会計ではないかと認識しているところでございますので、町としてもそれらの繰入金ができるべく少なくなるような努力は、今後も続けていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

5 番 小 澤 町税収が減少傾向にある中でね、寄簡水の金額自体はそう全体から見れば少ないかもしれませんが、そういうものがやはり一般会計のほうの足を引っ張ってしまうことがね、26年、27年度予算を見ても、臨財債をなるべく減らしていこうというような町長の努力もあって、何とかぎりぎりの綱渡りの予算編成ができています中で、やはり特別会計のほうで足が引っ張られるようなことになってはね、やはり将来的に余りよくないのかなと思いますので、今、副町長、答弁いただきましたので、そういう方向でぜひ将来計画を立ててやっていただきたいと思います。終わります。

議 長 ほかに。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第22号平成27年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 日程第7「議案第23号平成27年度松田町下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 (細部説明)

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 1 番 大 舘 339ページですね、一般会計が1億8,300万あります。下水道事業が始まって以来ですね、一般会計からの繰り入れが相当額あると思うんですけども、

トータルでどのくらいになるのか。それからですね、先ほど出ました簡易水道事業のね、一般会計の繰入額はトータルで幾らなのか。それで、対象受益者人口1人当たりの額がどのくらいになるのかをお尋ねします。

議 長 すぐ出ますか。暫時休憩して出しますか。すぐ出ますか。
暫時休憩いたします。 (11時11分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (11時32分)

環境上下水道課長 すいません。大変お待たせしました。議員御質問の件でございますが、下水道事業の繰入金でございます。昭和63年から平成26でトータル56億8,900…。

議 長 もう一度大きな声で言ってください。

環境上下水道課長 昭和63年から平成26までのトータルでございますが、56億8,918万2,000円でございます。これを整備人口9,823人で除しますと、1人当たり57万9,169円でございます。

続きまして簡易水道でございます。平成21から26年でございますが、トータルで3,677万円、これを寄の人口1,821人で割りますと、1人当たり2万192円でございます。以上でございます。

11番 大 舘 大変な質問しちゃって申しわけないとは思ってます。御苦労さまでした。ありがとうございます。先ほどの5番議員の質問の中でですね、寄簡易水道に繰り出しをしている額が、町税が減っている中で大変重荷になっているようなという、ありました。この数字から見ますとですね、莫大な差があるわけですよ。特別会計にしたから、町長の答弁の中でもありますけど、その中で極力やりくりができるように、それは当然そういう目的で努力するのはいい話ですけども、でも、いろいろ事業の関係でですね、どうしても、先ほど副町長の答弁にもありました。交付税の中に算入されたりですね、どんなことがあってもやらなくてはならない。ましてや水道事業は生命にかかわる問題ですよ。ですから、それからしたら下水道はもしかしたら生命にはかかわらない。環境の問題ですよ。地球全体からすれば当然生命にかかわってくるような、放置した場合にはね、そういう場合があるかもしれませんけれども、水は一日たりとも飲まずにられないわけですよ。あたかもお荷物的な、そういうような発言であればね、これ、受益者でない人たちまで平等に負担を一般会計から出して

るわけですから、しているわけですから、それに対して私は出しちゃいけないとは一切言いません。国や県の制度をですね、取り入れて事業をされているのですから、環境がよくなることについて反対をしませんし、当然不足分についてはですね、一般会計の中から繰り出すのも結構ですけれども、一特定のそういう事業に対してですね、財政が負担をかかっているからとんでもないというような考え方の質問をされたように受けとめましたので、そのことについてはちょっと違うのかなと感じています。これだけの莫大な額がですね、ほかの今までそういうものがなければ、相当の公共投資ができたはず。町ももっと変わってたかもしれませんけども、これはこれで事業そのものを皆さんが承認してですね、継続されたわけですから、そのことに対して何のクレームもつける話ではありませんので、それはそれで結構ですけども、考え方として一般会計からの特別会計へ繰り出しについては、介護保険しかり、国保もしかり。国保なんか特に社会保険加入している人たちからすればですね、とんでもない話になるわけですが、それらもいろいろやっぱり全体で支え合うということであれば、考えればですね、何の問題はないと思いますけれども。そういうことですね、締めをどういうふうにしたらいいのかわかりませんが、考え方がね、偏っちゃいけませんよということ。

議 長 その答弁に対して。

副 町 長 ただいま大館議員のほうにも、いみじくもありましたように、やはり寄の地区の方、それから松田の地区の方、同じ町民でございます。ですから、私は先ほど寄地区の方のきれいな水、また健康にかかわる水のためですから、一般会計でもある程度の投入は仕方がないという言い方をしたはずでございます。

また、下水道につきましても、先ほど担当課長がお話ししましたように、昭和63年から皆様方の先輩がこれをやるということで、恐らく全員が賛成のもとにこういう事業を起こしているわけでございます。その結果として、当時の方が現在のような状況の起債の残高なり、また投入金額なりというのを想像したかどうかは別にして、やはり国の制度、補助金制度、いろんな制度を取り入れた中で、こういう事業を町がやっているわけでございますので、今お話しのように合併50周年を迎えようとする中で、寄地区だとか松田地区だとかいうよう

な状況の中でのお話は、ぜひ議員の皆様は避けていただきたいと思います。これは町長が信託を受けた中で、町の町民としてどういうサービスを計画して実行するかという問題でございますので、その辺は毎年毎年議員皆様との先輩もそうですし、今の議員の皆様方もそれを賛成ということで執行している事業でございます。今年度も幸いなことに皆様方賛成、全員賛成ということで予算を執行するわけでございますので、その辺を十分御認識の上で町長としても寄地区、松田地区、どちらの方をどういうふうに差別をするようなことは一切なく、緊急必要な事業はやらなきゃいけないし、また皆様が御理解いただいた事業も執行しなきゃいけない。これを十分認識しながら予算を組んでいるわけでございますので、ぜひその辺の地域別な考え方は一切やめていただき、また町政執行に御協力いただければ幸いです。以上でございます。

11番 大 館 町長のお話、よく理解しています。別に私が寄に住んでいるから、松田に住んでいるからということじゃなくて、松田町一町民として、また町民に負託された立場として質問をしているつもりです。ですから、先ほども言ったように、公共下水もですね、何も受益をしてないから云々ということは一切言いません。一般会計で繰り出しをしていることについてクレームをつけているわけではありません。ですから、皆さんが今、先ほど副町長が言ったようにですね、賛成をされて事業を開始したものですから、一々、そのたびそのたび、それがどうだ、こうだというような質問は、これからは避けるつもりでいますけど、今までもそういう、松田だからどうのこうのと言った覚えはない…ありませんけれども、行政サービス、平らに、一人ひとりの町民が平らに受けられることは当たり前の話ですから、それはよく理解しています。そういうことですね、何かこの地域だからどうのという質問そのものが不思議だなというふうに私は感じていますから、これを質問したわけです。以上。答弁はいいです。

議 長 ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございせんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第23号平成27年度松田町下水道事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

4 番 利 根 川 議事進行の立場からですね、あと15分少々でお昼になりますが、一般会計があと3本と報告事項少々ございますので、私たち議員も幹部職員、町長初め幹部職員もですね、毎日3食きちんと御飯をいただいておりますので、時には我慢をしてですね、最後までこのまま議案の審査をやっていただけるようにお取り計らいをお願いいたします。

議 長 　　ただいま4番議員から動議が出ましたんですが、皆様、それに御賛同願えますか。

(「結構です」の声あり)

それでしたら、このまま昼食時間をとらず、続行いたします。

議 長 　　日程第8「議案第24号平成27年度松田町介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 　　(提 案 説 明)

議 長 　　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 　　(細 部 説 明)

議 長 　　担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとの声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第24号平成27年度松田町介護保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 日程第9「議案第25号平成27年度松田町用地取得特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 (細部説明)

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとの声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議案第25号平成27年度松田町用地取得特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 日程第10「議案第26号平成27年度松田町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 (細部説明)

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

10番 寺 嶋 1つだけお聞かせください。保険料の軽減措置の関係は、変わりはないです

か。その辺だけ確認させてください。

参事兼町民課長 軽減措置の関係なんですけれども、昨年6月に国保のほうの軽減措置の見直しをさせていただきましたけれども、これは既に国のほうでも7割・5割・2割をやっていたものを追従でやらせていただいております。広域連合につきましては、既に連合会のほうでその制度の導入をされてますので、以前と変わらない軽減措置がされてございます。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますので、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第26号平成27年度松田町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり賛成する方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 お諮りいたします。議案第27号松田町立幼稚園保育料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例が休憩中に町長より提出されましたので、この議案を追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

議 長 追加日程第1「議案第27号松田町立幼稚園保育料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 (細部説明)

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 7 番 鍵 和 田 質疑ではないんですが、訂正箇所のですね、3ページのほうも第3階層、第4階層、第5階層の金額と、以下・以上のところが訂正してあると思うんですが、そこも説明をお願いします。
- 教 育 課 長 失礼いたしました。改正文の3ページでございます別表第1、第4条関係。先ほど新旧対照表のほうで御説明させていただきましたけれども、この第3階層…第4階層ですね、失礼いたしました。ここの部分が第3階層がまず町民税所得割課税額が7万7,100円以下である世帯。第4階層については、町民税所得割課税額が7万7,101円以上21万1,200円以下である世帯というところで、第3階層、第4階層の部分で訂正をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。
- 議 長 ほかに。
- 5 番 小 澤 1点お伺いしますけれども。ここでこの幼稚園の保育料6,000円が、これはもう何十年にわたってこのままになってますね。その辺も含めてね、この松田幼稚園のかかわる経常経費というんですかね、特別な投資的なものを除いて、年間どれくらいの経費がかかっていて、その中にこの保育料収入、入園料も含めてね、収入がどのくらいの割合であるのかなということをお伺いします。
- 教 育 課 長 幼稚園については、開設当初から入園料5,000円、保育料6,000円は変わってございません。第一幼稚園が昭和50年から、第二幼稚園は昭和51年、寄幼稚園が昭和59年からということで、金額は同じ額でございます。
- それで、今、松田幼稚園ということに限られてということだったんですが、担当のほうでその辺の数字は一応押さえておきまして、全体、松田・寄双方合わせましてですね、投資的な事業は除きまして、一般的な人件費、それから賃金とか委託料、そういった経常経費を含めまして大体年間で約1億1,500万円の経費がかかってございます。現在、それは一応平成25年度決算ベースで一応数字はとらえておりますけれども、そういった中で入園料、それから保育料の年間徴収というのが1,030万3,000円ということで、人数的には139名の数になってございます。全体の必要経費、経常経費との割合をしますと、約9%の収入ということになるかと思ひます。以上です。

5 番 小 澤 ずっと保育料が据え置きできてはいるんですけれども、立ち上がり当初とやはりその職員の人件費等も上がっている。いろんな経費も上がっている中でね、これがずっと据え置きできているということに対して、当然政策的な部分もあるんでしょうけれども、この辺、ずっと据え置きできている理由というものをちょっと御説明いただきたいと思います。

教 育 課 長 公立の幼稚園ということでありますので、民間の保育所というように採算がとれるような保育料を徴収するということは当初からそういう考えはなかったと思っております。これの財源については、当然地方交付税の中で算入されている幼稚園または小・中学校の経費もそうですけれども、その中で人件費も含まれている部分でございますので、ある程度は町がやはり一般財源として支出しなければいけない部分なのかなというふうには考えてございます。それと、あくまで幼稚園ですので、学校教育法に基づく学校でございますので、幼稚園としての教育時間、実質的には4時間ということですが、その間を子供たちに教育を行っていくという公の教育施設ということですので、町として公的資金は投入せざるを得ないのかなというふうに考えてございます。

5 番 小 澤 そういうようなことでいきますと、これから先もね、やはりこの保育料というものは、この金額で維持していこうというような判断でよろしいんですか。

教 育 課 長 今回国が法律をつくりました子ども・子育て支援法というのは、子育てを一体的に行っていくということで、要は公立の幼稚園に通う園児、それから私立、それから保育所に通う子供たちも、その辺の金額の余り格差が出ないようにとこの法律改正が行われたわけでございます。今回、条例改正させていただいて、階層別の表を改正させていただきました。ここは本来国が示している金額は、それぞれランクづけがあって、上にいけばいくほど金額は高い保育料になっているわけでございますけれども、松田町については27年度は6,000円でいくということで、今回決めさせていただきました。ただ、この表を改正しているということは、やはり先ほど小澤議員から御質問ありましたコストの経常経費のコスト関係もでございますので、これは27年度の中で十分理事者と相談させていただいた中で、改正もしするべきであれば、その辺も見直しをしなければならないというふうに考えてございますので、検討させていただきたいとい

うふうに考えてございます。

5 番 小 澤 終わります。

議 長 ほかに。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切りたいと思います。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第27号松田町立幼稚園保育料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。